

## 第 5 次男女共同参画基本計画案及び同計画の検討結果を踏まえることとされた要望・意見に対する対応の検討

I：要望事項が第 5 次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方（素案）において直接反映されているもの

II：要望事項が第 5 次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方（素案）又は第 3 次犯罪被害者等基本計画において関連する施策があるもの

III：要望事項が第 5 次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方（素案）において検討外のもの

※「要望事項」は、御提出いただいた要望・意見の誤字、脱字等を修正した上で掲載しており、不正確な部分があると思われるものについてもそのまま掲載している。

## 第1 損害回復・経済的支援等への取組

要望番号	要望事項	3次計において関連する施策	関係府省庁	分類	第5次男女共同参画基本計画（案）での検討状況	計画案文・検討結果
108	【身寄りがない人への緊急一時シェルターの確保】 被害直後、泊めてもらえる友人や家族のいない性暴力被害者のための緊急一時シェルターの確保をしてほしい。	25 27 85	内閣府 厚労省	Ⅱ	1 (2)⑫ 3 (2)③ 4 (2)④	《計画案文》 ・厚生労働省においては、婦人相談所による一時保護や民間シェルター等への一時保護委託を積極的に活用し支援体制の充実を図る。 【厚労省】
109	【18歳以上の性虐待被害者の避難施設】 18歳以上の性虐待の被害者に対して一時保護及び一定期間、居住できる施設を婦人相談所一時保護所・婦人保護施設以外にも増やしてほしい。 自宅での被害ではなくても加害者が近所に住んでいるなどで自宅が安全ではない場合など、一時的にホテル等で宿泊する際の費用を補てんするなどしてほしい。	25 85	内閣府 厚労省	Ⅱ	1 (2)⑫ 3 (2)③ 4 (2)④	《計画案文》 ・若年女性を対象に、婦人相談所等の公的機関と民間支援団体とが密接に連携し、夜間見回り・声掛け、インターネット上での相談などのアウトリーチ支援や居場所の確保、相談対応、自立支援等の支援を行う。 【厚労省】
110	【性犯罪被害者等に対する自立支援及び定着支援】 性暴力被害者に対して必要であればヘルパーを派遣するなど生活支援を行ってほしい。 特に若年性暴力被害者に対してカウンセリングや自助グループなどの心理的なケアを継続して行なえるような支援策を行ってほしい。	31	内閣府 厚労省	Ⅰ	1 (2)④ 2 (2)⑦	《計画案文》 ・婦人相談所一時保護所及び婦人保護施設において、心理療法担当職員を配置し、支援体制の充実を図る。 【厚労省】
111	【性犯罪被害者等への自立支援】 性暴力被害者ワンストップ支援センターなどで、相談支援や同行支援などが進んでいるが、人員確保や環境整備など、まだまだ拡充が足りないというのが現場の支援員の感じる現状である。被害者が安心できる環境を取り戻すために住居・就労など更なる支援の拡充とそのための予算が適切に配備されることを望む。	31	内閣府 厚労省	Ⅱ	2 (2)⑥	《検討結果》 ・性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターにおいて、地域の関係機関が連携して、被害者のニーズに沿った支援を行うことが必要であり、被害者のニーズに応じた支援をコーディネートすることができるよう、コーディネーターの配置・常勤化や地域における連携強化を推進する。 【内閣府】
112	【性的マイノリティ（とくにトランスジェンダー）への性暴力被害やDV被害に対応できるシェルターの整備】 性的マイノリティの方からの相談があり、とくにシェルター利用について整備が進んでいないと感じており、整備を進めていただきたい。	31	内閣府 厚労省	Ⅱ	1 (2)⑤ 4 (2)④	《検討結果》 （※婦人保護事業の見直しにおいて、男性やトランスジェンダーの議論に至っていないため） ・男性やトランスジェンダーの方が婦人相談所などの配偶者暴力相談支援センターに相談に来られた場合、一時保護が必要と認められる時には、支援の実績のある民間シェルターへの一時保護委託や利用の斡旋を行うことになる。 厚生労働省においては、婦人相談所等で相談を行う婦人相談員における「相談・支援指針」を策定しているが、この中で、DV被害を受けた男性やトランスジェンダーの方からの相談・支援における留意事項も示しており、引き続き適切な対応が行われるよう、周知に努める。 【厚労省】
113	【性暴力被害者専門シェルター設置】 被害直後の被害者が身の安全を感じて安心して過ごすことができる場所を確保してほしい。DVシェルターは、電話が使えない、外出が許可制等ルールが厳しいが、そういったルールは性暴力被害者には必要でない。	31	内閣府 厚労省	Ⅰ	1 (2)⑫ 2 (2)⑦	《検討結果》 ・婦人相談所及び婦人保護施設における携帯電話等通信機器の取扱いについては、安全性も考慮した新たな運用方法について検討し、一律に制限されている取扱いを今年度中に見直す予定である。 また、外出規制などの集団生活上の制限についても、実態を把握し、合理性、妥当性の観点から、留意点を整理する。 【厚労省】
114	【近親相姦の被害者に対する支援】 近親姦に対しては、親権を停止し、被害を受けた子どもが独立して生きられる支援（例えば性被害に特化したシェルターを作り、子どもの性暴力被害についての専門知識を持ったスタッフを配置するなど）を行う。	31	内閣府 厚労省	Ⅱ	3 (2)④	《計画案文》 ・婦人保護施設において、性暴力被害者に対する心理的ケアや自立に向けた支援を推進する。 性的虐待を受けた子どもについて、児童養護施設等においても適切な心理的ケアを受けられるよう支援を推進するとともに、施設退所後の自立支援に向けた取組について推進する。 【厚労省】

115	<p>【事業主等の理解の増進】 事業主に対して、セクシュアル・ハラスメント、性暴力、DV被害者の雇用を継続するよう義務付けるなどしてほしい。</p>		厚労省	Ⅲ		<p>《検討結果》 ・職場におけるセクシュアルハラスメントについては、男女雇用機会均等法に基づき、事業主に対してこれを防止するための雇用管理上の措置（セクシュアルハラスメントが確認できた場合の被害者に対する配慮のための措置等）を義務付けている。更に、昨年5月に成立し本年6月から施行された改正法により、セクシュアルハラスメントに関する相談をしたこと等を理由とする不利益取扱いの禁止、国、事業主及び労働者の責務規定の新設等、対策の強化を行った。まずは改正法の着実な施行を通じて、セクシュアルハラスメントのない職場環境づくりを推進していく。 【厚労省】</p>
-----	--	--	-----	---	--	--

## 第2 精神的・身体的被害の回復・防止の取組

調査番号	要望事項	3次計において関連する施策	関係府省庁	分類	第5次男女共同参画基本計画（案）での検討状況	計画案文・検討結果
133	【性暴力被害者に対する治療者の養成】 国立精神神経センターも認めている性暴力被害者の被害後に罹患するPTSDの治療法の内、特にエビデンスが認められる持続エクスポージャー療法とEMDRの熟練した治療者（最低20人はPTSD患者の専門的治療経験があり患者を寛解させていること）を各県で最低50人は養成してほしい。		厚労省	Ⅲ		《検討結果》 ・医療従事者等を対象に実施している「PTSD対策専門研修」については、厚生労働省において、平成30年から、犯罪・性犯罪被害者への適切な対策を行うために必要な専門的知識と治療対応について内容を充実させているところであり、最新の知見等を踏まえて引き続き当該研修の実施を支援する。 【厚労省】
152	【性的虐待についての周知】 以前に比べると児童虐待に対する対応が充実してきているとは思いますが、性的虐待についてはまだ地域や担当者間での対応に差があるように感じる。身体・心理的虐待のみならず性的虐待も広く周知徹底してほしい。		厚労省	I	3 (2) ①	《計画案文》 ・児童相談所等において、研修等を通じて、性的な暴力被害を受けた子どもに対する被害直後及びその後の継続的な専門的ケアや支援が実施されるよう取組を進める。 【厚労省】
155	【カウンセラーに対する性暴力被害の理解を促す研修の実施】 性被害がもたらす心身への影響を理解していないカウンセラーや相談員も少なくない。性犯罪にとどまらず性暴力被害の影響についても理解を促す研修を求める。	56	厚労省	Ⅱ	2 (2) ⑧⑫ 4 (2) ⑪	《検討結果》 ・医療従事者や精神保健福祉士、公認心理師等を対象に実施している「PTSD対策専門研修」については、厚生労働省において、平成30年から、犯罪・性犯罪被害者への適切な対策を行うために必要な専門的知識と治療対応についての内容を充実させているところであり、引き続き当該研修の実施を支援する。 【厚労省】
158	【地域差のない性犯罪被害者へのカウンセリング】 都道府県警によってカウンセラーの配置やカウンセリング費用公費負担のばらつきがないように予算措置をとる必要がある。	15 58	警察庁	Ⅱ	2 (2) ⑤⑨	《計画案文》 ・警察庁において、各都道府県警察に対し、臨床心理士資格等を有する警察部内カウンセラーの確実な配置に努めるよう指導する。また、警察庁において、カウンセリング費用の公費負担制度の運用ができる限り全国的に同水準で行われるよう都道府県警察を指導するとともに、警察庁及び都道府県警察において、同制度の周知に努める。 ・警察庁において、性犯罪被害者の精神的被害回復に資するため、臨床心理士資格等を有する部内カウンセラーの活用や、警察によるカウンセリング費用の公費負担制度の運用が効果的なものになるよう、都道府県警察を指導するとともに、都道府県警察における部内カウンセラーの配置状況やカウンセリング費用の公費負担制度の措置状況を毎年公表する。 【警察庁】
159	【性犯罪被害者に対する緊急避妊に関する情報提供等】 性犯罪被害者が警察に相談した場合、事件化されない際には病院に連れていかないことも多いため、緊急避妊が間に合わないことがある。病院にすぐに連れて行くか、ワンストップ支援センターの情報提供をするようにしてほしい。	59 109 156 166	内閣府 警察庁 厚労省	Ⅱ	2 (2) ⑦	《検討結果》 ・警察において、性犯罪被害に係る届出や相談があった場合には、被害者の被害状況や体調等に配慮し、医療機関への早期受診の要否を判断するとともに、ワンストップ支援センターとの連携を推進している。 【警察庁】
160	【緊急避妊薬へのアクセス】 緊急避妊薬へのアクセスをよくしてほしい。	59 156	厚労省	I	2 (2) ⑨	《検討結果》 ・緊急避妊薬の適切な利活用促進に向けた取組の一環として、現在、「オンライン診療の適切な実施に関する指針」に基づき、薬局で緊急避妊薬を調剤することができるよう、薬局の薬剤師に対する産婦人科領域の研修等が進められているところ。 緊急避妊薬のOTC化については、平成29年に「医療用から要指導・一般用への転用に関する評価検討会議」において、その可否が検討されたが、薬剤師が販売する場合、女性の生殖や避妊、緊急避妊に関する専門的知識を身につける必要があるなど、薬剤師の更なる資質の向上が必要である等の理由からOTC化は時期尚早であるとされた。上記の研修は検討会議で指摘された課題の解決にも資するものと考えられるため、研修の実施状況等も踏まえ、検討会議において再度OTC化の議論を行うことを検討予定。 また、厚生労働省においては、性犯罪被害者を含め、緊急避妊を必要とする者が、緊急避妊薬の使用目的や使用方法等を含め、緊急避妊の方法等に関する情報を得られるよう、保健所や女性健康支援センター等を通じて情報提供を行っている。 【厚労省】

161	<p>【SANEの配置】 1つの病院に最低でも1人ずつは性犯罪被害者対応が可能な看護師・助産師等が配置されるようになってほしい。</p>		厚労省	Ⅲ		<p>《検討結果》 ・所管の医療法において、医師、薬剤師、看護師等の人員標準を定めている。これらは純粋に医療提供に必要なものとして定めており、これに並べて犯罪被害者対応の能力を持つ人員を一律に定めることは困難である。 一方で、内閣府と連携して、医師や看護師をはじめとする医療関係者等に対して、犯罪被害者等施策について啓発・研修を実施し、犯罪被害者対応能力を持っている人材を増やすことで、医療機関への支援体制の充実を図ってまいりたい。 【厚労省】</p>
162	<p>【性犯罪被害者対応における看護師等の活用】 性暴力被害者の婦人科診療においては医師だけでなく、看護師の役割が大きい。日本フォレンジック・看護学会では、性暴力被害者支援看護職（SANE）要請を行っているが、活用を促進するための施策が必要である。具体的にはSANEによる犯罪被害者への心理教育やケア、医療補助に対する医療保険の適用などがあげられる。</p>	61～65 159～163	厚労省	Ⅱ	2 (2) ⑧⑩ 4 (2) ⑪	<p>《検討結果》 ・医療機関における性暴力被害者への支援体制の充実を図るため、医師や看護師をはじめとする医療関係者に対して啓発・研修を強化する。 たとえば、看護師も含めた医療従事者を対象に実施している「PTSD対策専門研修」については、厚生労働省において、平成30年から、犯罪・性犯罪被害者への適切な対策を行うために必要な専門的知識と治療対応についての内容を充実させているところであり、引き続き当該研修の実施を支援するなど、必要な取組を進めてまいりたい。 【厚労省】</p>
163	<p>【警察の認知のない性犯罪被害者等の救済】 犯罪被害者給付制度においては、警察の認知がない性犯罪被害者等のPTSD症状への心理療法等にかかる費用など重症病給付金の対象にならないことから、これらの警察の認知しない事案についても、民間支援団体やワンストップ支援センター等による十分な救済・支援ができるよう制度化を諮ってまいりたい。</p>	61～65 159～163	内閣府 警察庁 厚労省	Ⅱ	2 (2) ⑨	<p>《検討結果》 ・ワンストップ支援センターでは、性暴力・配偶者暴力被害者等支援交付金（性犯罪・性暴力被害者支援事業）を活用し、警察へ被害届を提出しない事案等についても、医療面、心理面、法的支援などの支援を実施している。 【内閣府】</p>
164	<p>【男性の性被害者に対する相談体制と医療等公的支援の充実】 ワンストップ支援センターでの相談は、制度上、男女関係なく相談を受理しているが、特に、男性被害者は、その特殊性から相談がしにくく、また、これの相談の受け皿が無い状況である。高校生以上については、男性相談員の方が話し易いとの要望もあることから、男性被害者に対する理解とカウンセリング等の相談体制の充実（LGBTも含む）と医療支援（泌尿器科、肛門科等）の拡張等を基本計画の中で明記していただきたい。</p>	61～65 159～163	内閣府 警察庁 厚労省	Ⅱ	1 (2) ⑤	<p>《検討結果》 ・「性犯罪・性暴力被害者のための強化の方針」（令和2年6月11日 性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議決定）では、警察、検察、ワンストップ支援センターなどの関係者が、男性等を含め、様々な被害者への適切な対応や支援を行えるよう、関係機関において協力しつつ、ワンストップ支援センターにおける性暴力被害者に対する支援実態等に関する調査研究や研修を行うこととしており、今後具体的な取組について検討してまいりたい。 【内閣府】</p>
165	<p>【「性犯罪・性暴力被害者等のためのワンストップ支援センター開設・運営の手引き」の改定要望】 平成24年以降、性暴力被害者等の支援の取組みは充実・強化が図られ、体制も整備されてきているところであることから、手引きを改定し、現状や支援の展望を踏まえた手引き改定を要望する。 特に、ワンストップ支援センターの形態については検討いただきたいと思います。現在の記載では、「病院拠点型・相談センター拠点型が望ましい」と表示されているが、各地方公共団体が、地域的事情や相談・支援体制に応じた取組ができるよう、「病院拠点型」「相談センター拠点型」の二形態のみ望ましいとの記載は検討していただきたい。 前記二形態のみを望ましいとする記載は、性犯罪被害者の支援体制に制限を加えることになり、あるいは支援体制の整備を遅らせることにもつながりかねない。</p>	159	内閣府 警察庁 厚労省	Ⅰ	2 (2) ⑥	<p>《計画案文》 （ワンストップ支援センターの充実・強化） ・警察庁において、地方公共団体における犯罪被害者等施策の担当部局に対し、ワンストップ支援センターに関する情報提供等を行うほか、地域における性犯罪・性暴力被害者支援の充実のため、内閣府及び厚生労働省と連携し、ワンストップ支援センターにおける取組事例を含めた資料の提供に努める。 【警察庁】</p>

166	【ワストップセンターの設置促進】 内閣府において、相談員等に対し、性犯罪を含む女性に対する暴力の被害者支援に関する研修においては、ジェンダーの暴力であるという視点を持って行うことが重要である。 厚生労働省において、ワストップ支援センターを支援するにあたって、医療機関の情報を収集、提供する際に、産婦人科だけでなく、精神科・心療内科及び心理的ケアのできる医療機関の情報も対象としてほしい。	61～65 159～163	内閣府 厚労省	Ⅱ	2 (2) ⑥⑦⑧⑨⑩ 4 (2) ⑪	《検討結果》 ・貴見のとおりであり、内閣府では、引き続き、ワストップ支援センターの相談員等に対する研修を通じ、相談支援の質の向上に努める。 【内閣府】
						《検討結果》 ・厚生労働省において、犯罪被害者等の心のケアが必要な者への対応力を向上させるために医療従事者等を行う「PTSD対策専門研修」の研修修了者名簿を都道府県・指定都市等に配布しており、今後はワストップ支援センターへの配布を検討する。 【厚労省】
167	【ワストップセンターの支援充実】 行政を通さないと国の助成金の申請ができない現状を改善してほしい。できることなら直接センターから申請ができるようにしてほしい。	61～65 159～163	内閣府	Ⅱ		《検討結果》 ・ワストップ支援センターに要する費用については、都道府県が適切に負担するものであり、内閣府は都道府県に性暴力・配偶者暴力被害者等支交代付金（性犯罪・性暴力被害者支援事業）を交付要綱に基づき、一部を交付するものであるから、ワストップ支援センターが国に直接交付金の申請をすることはなじまない。 【内閣府】
168	【性被害のワストップセンターのさらなる充実】 フォレンジック（法医学、科学捜査）に特化したワストップの創設など、検討してほしい。	61～65 159～163	内閣府 警察庁 厚労省	Ⅱ	2 (2) ⑥	《計文案文》 ・性犯罪・性暴力被害者のためのワストップ支援センターについて、運営の安定化及び質の向上を図る。 警察において、警察への届出を躊躇する被害者が、後日警察への届出意思を有するに至ったときに備え、医療機関等において被害者の身体等から証拠資料を採取しておくために、協力の得られた医療機関等に性犯罪証拠採取キットを整備する取組を進める。 【警察庁】
169	【ワストップ支援センターの設置促進】 全都道府県における24時間対応、婦人科、精神科が連携できる医療機関におけるワストップ支援センターの設置、臨床心理士や公認心理師など心理的ケアにあたる専門家の常駐への助成など制度の充実を望む。	61～65 159～163	内閣府 警察庁 厚労省	Ⅱ	2 (2) ⑥	《検討結果》 ・「性犯罪・性暴力被害者のための強化の方針」（令和2年6月11日 性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議決定）では、ワストップ支援センターの増設や機能強化を進めることを盛り込んでおり、今後、具体的な取組を検討していく。 【内閣府】
170	【連携病院の設置】 薬物を用いたレイプ事件が非常に多く発生している。 被害直後に、尿検査・血液検査・遺留物の採取など、早期の証拠保全ができる体制整備が必要である。 ワストップセンターの整備といっても医療機関併設型ではないところが多く、数も限られている。 各市区町村に1つ以上は、連携病院を置き、検査キットを配備して、採取したら直ちに警察が回収する、といった「拠点病院体制」が設置されることが望ましい。	61～65 109 159～163 166	内閣府 警察庁 厚労省	Ⅱ	2 (2) ⑥⑦	《検討結果》 ・「性犯罪・性暴力被害者のための強化の方針」（令和2年6月11日 性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議決定）に基づき、警察庁、厚労省と連携していきたい。 【内閣府】 《計文案文》 ・警察において、警察への届出を躊躇する被害者が、後日警察への届出意思を有するに至ったときに備え、医療機関等において被害者の身体等から証拠資料を採取しておくために、協力の得られた医療機関等に性犯罪証拠採取キットを整備する取組を進める。 【警察庁】
171	【性犯罪被害者ワストップ支援センターの支援状況の把握、検証】 どのような形態、体制、支援内容が有効かなどを検証してほしい。		内閣府 警察庁 厚労省	Ⅲ		《検討結果》 ・ワストップ支援センターについては、地域の実情を踏まえ、地域の関係機関が連携して、被害者のニーズに沿った支援を行うことが必要であることから、好事例を把握しながら、引き続き検討を進めてまいりたい。 【内閣府】

172	<p>【ワンストップセンターの設置促進】</p> <p>2018年に行政が関与するワンストップ支援センターの各都道府県への1か所以上設置が実現したが、国連では人口20万人に1か所設置すべきといわれていることもあり、さらに設置促進が必要である。例えば政令指定都市及び中核市などにも設置し、そのセンターも助成対象にすること。ワンストップセンターにおける支援をさらに充実するために助成額を増やすことが必要である。</p> <p>特に、性暴力被害者の医療的支援では、緊急避妊ピルの服用や薬物検査等について被害直後に速やかに対応できる病院拠点型が望ましいものも必ずしも病院拠点型センターの設置は進んでいない。医療機関に対してセンター設置や協力を促すような施策を行う必要があり、都道府県に最低1つは設置してほしい。</p> <p>センターによって支援の内容に地域格差があるため、支援の標準化を図り、地域格差をなくす必要がある。</p> <p>支援にあたっては、警察や医療機関など関係機関とワンストップ支援センターが連携することが重要である。</p> <p>関係機関において性暴力被害者への二次被害を防止、被害者への適切な支援を行うために性暴力のトラウマに対する幅広い理解を促すための研修を行ってほしい。</p>	61～65 159～163	内閣府 警察庁 厚労省	II	2 (2) ⑤⑥⑨	<p>《検討結果》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「性犯罪・性暴力被害者のための強化の方針」（令和2年6月11日 性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議決定）においては、各都道府県の実情に応じたワンストップ支援センター等の増設、地域の関係機関との連携強化、職員の研修の充実に取り組むこととしており、今後、具体的な検討を進めてまいりたい。</li> </ul> <p>【内閣府】</p> <p>《計画案文》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・警察において、被害者の心情に配慮した性犯罪捜査を推進するため、性犯罪捜査に従事する警察官等を対象に、専門的知見を有する講師等を招いて講義を行うなど、警察学校等での研修を実施する。</li> </ul> <p>【警察庁】</p>
173	<p>【性暴力事案におけるワンストップ支援センターとの連携】</p> <p>警察とワンストップ支援センターの連携・協力を早期から行うことが重要である。性犯罪の被害申告をした被害者に対して、警察ではワンストップ支援センターや医療機関を紹介することが必要である。また、性犯罪被害者に対する事情聴取等において、状況によってはワンストップ支援センターで行ったり、支援員の同席を認めるなどの連携も検討するべきである。公判で被害者が証言したり被害者参加の意見陳述をしたりする際の付添人としてワンストップ支援センターの支援員を認めてほしい。</p>	61～65 159～163	内閣府 警察庁 厚労省	II (支援員関係は検討外)	2 (2) ⑥⑦	<p>※支援員関係を検討外とした理由</p> <p>支援員の同席については個別の事案の状況に応じて対応しているため、見直しの場で検討する必要性は乏しいと思われる。</p> <p>《検討結果》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・警察において、性犯罪被害に係る届出や相談があった場合には、被害者の被害状況や体調等に配慮し、医療機関への早期受診の要否を判断するとともに、ワンストップ支援センターとの連携を推進している。</li> <li>また、被害者からの事情聴取に際しては、被害者のプライバシー等が十分守られ、被害者が安心できる環境で行うこととしている。</li> </ul> <p>【警察庁】</p>
174	<p>【支援員の専任化】</p> <p>ワンストップセンターの支援員の専任化をお願いしたい。業務のスキルを向上させるには、専任で働けるよう雇用条件を整備する必要がある。</p>	61～65 159～163	内閣府 厚労省	II	2 (2) ⑥	<p>《検討結果》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和2年度性暴力・配偶者暴力被害者等支援交付金（性犯罪・性暴力被害者支援事業）では、支援員の処遇改善、コーディネーターの配置・常勤化の推進を図ることとしたところであり、引き続き取り組んでまいりたい。</li> </ul> <p>【内閣府】</p>

175	<p>【性被害全般（性別を問わず）のためのSNS・LINE相談・メール相談の設置】 誰もが警察・ワンストップ支援センターに足を運ぶことができるわけではない（むしろ少ない）。わざわざ行かず・顔を見られず・本名を名乗らなくても、相談できる、というように相談のハードルを下げ、できるだけ多くの被害者が早期に相談をして支援につなげられるよう、バーチャルワンストップセンターなどWEBを活用した情報提供のツールの開発、運用するなどの体制を構築してほしい。</p>	61～65 150 151 159～163 209 242	内閣府 警察庁 厚労省	I (事件相談関係は検討外)	1 (2) ③	<p>※事件相談関係を検討外とした理由 事件相談は、性質上、非対面で受けることは本来適切ではないため、見直しの場で検討することは困難である。</p> <p>《計画案文》 ・若年層の性暴力被害者が相談しやすくなるようSNSを活用した相談を令和3年度内から適年実施する。 【内閣府】</p> <p>《計画案文》 (地方公共団体における総合的対応窓口等の周知促進) ・警察庁において、地方公共団体における犯罪被害者等施策の担当部局及び犯罪被害者等に適切な情報提供等を行う総合的対応窓口の担当部局について定期的に確認する。また、国民に対して地方公共団体における総合的対応窓口や支援施策の周知を図るため、ポスター、リーフレット、犯罪被害者等施策に関するウェブサイト、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）等を活用した広報の充実を努める。さらに、地方公共団体に対し、犯罪被害者支援に関するウェブサイトの充実等により、犯罪被害者等のみならず地域住民に総合的対応窓口を始め地域で利用できる相談機関や各種制度等を周知するよう要請する。 (地方公共団体における総合的対応窓口等の充実の促進) ・警察庁において、地方公共団体に対し、都道府県・政令指定都市犯罪被害者等施策主管課室長会議の開催、地方公共団体の職員を対象とした研修、「犯罪被害者等施策メールマガジン」の発信等を通じて、犯罪被害者等に適切な情報提供等を行う総合的対応窓口における好事例や犯罪被害者支援における先進的・意欲的な取組事例等を提供するとともに、総合的対応窓口等の相談窓口機能の充実を要請する。 (被害が潜在化しやすい犯罪被害者等に対する相談体制の充実及び理解の促進) ・各府省庁において、性犯罪被害者や被害児童を始め被害が潜在化しやすい犯罪被害者等からの相談に適切に対応できるよう体制の充実を努めるとともに、研修の実施やシンポジウムの開催など様々な機会を通じて、このような犯罪被害者等が置かれている状況等を広く周知し、その理解促進を図り、社会全体で支える機運の醸成に努める。 《検討結果》 ・警察庁においては、潜在化した犯罪被害者等が早期に支援につながるよう、各都道府県警察の性犯罪被害相談電話につながる全国共通番号（#8103（ハートさん））の周知促進、地方公共団体に設置されている総合的対応窓口の体制の充実、周知促進に努めてまいりたい。 【警察庁】</p>
180	<p>【各地のワンストップ支援センター周知のための広報】 義務教育や各種学校、地域の広報誌や役所のHP、Webサイト、SNS、TV、電車やバスの中の広告等を利用して周知徹底に努めてほしい。</p>	61～65 159～163	内閣府 警察庁 文科省 厚労省	II	1 (2) ②	<p>《検討結果》 ・「性犯罪・性暴力被害者のための強化の方針」（令和2年6月11日 性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議決定）では、ワンストップ支援センターの周知を図ることとしており、引き続き、周知徹底に努めてまいりたい。 【内閣府】</p>
181	<p>【設置・促進という表現の変更】 ワンストップ支援センターが平成30年度に各都道府県に一か所設置されたので、表現を変えた方がよいのではないか。</p>		内閣府	III		<p>《検討結果》 ・ワンストップ支援センターへのアクセスを容易にし、被害者が迅速に必要な支援につながるができるよう、各都道府県の実情に応じてワンストップ支援センターの増設について検討をすすめることとしている。 【内閣府】</p>

183	<p>【専門職の養成】 性暴力被害について専門の研修を定期的に受けた専門職の養成、研修、ケース検討やスーパービジョン等の支援策が必要である。</p>	66 67	内閣府 警察庁 厚労省	I	<p>《検討結果》 ・「性犯罪・性暴力被害者のための強化の方針」（令和2年6月11日 性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議決定）では、ワンストップ支援センターの職員等の研修をはかることとしている。 【内閣府】</p> <p>《計文案文》 （犯罪被害者等に関する専門的知識・技能を有する専門職の養成等） ・警察庁において、公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会及び一般社団法人日本臨床心理士会に働き掛け、犯罪被害者等に関する専門的知識・技能を有する臨床心理士の養成及び研修の実施を促進する。 ・警察庁及び厚生労働省において連携し、公益社団法人日本社会福祉士会、公益社団法人日本精神保健福祉士協会及び公益社団法人日本看護協会に働き掛け、犯罪被害者等に関する専門的知識・技能を有する社会福祉士、精神保健福祉士及び看護師の養成及び研修の実施を促進する。 ・警察庁、文部科学省及び厚生労働省において連携し、一般社団法人日本公認心理師協会及び一般社団法人公認心理師の会に働き掛け、犯罪被害者等に関する専門的知識・技能を有する公認心理師の養成及び研修の実施を促進する。 【警察庁】</p> <p>《検討結果》 ・医療従事者等を対象に実施している「PTSD対策専門研修」については、厚生労働省において、平成30年から、犯罪・性犯罪被害者への適切な対策を行うために必要な専門的知識と治療対応についての内容を充実させているところであり、引き続き当該研修の実施を支援する。 【厚労省】</p>
210	<p>【DV家庭における子どものケア】 DV支援について、DVの夫から暴力を受けた妻へのケアはある程度あるが、子はほったらかしにされている状態であり、支援の充実が必要である。</p>	78	内閣府 厚労省	I	<p>《計文案文》 ・配偶者等からの暴力がその子供にも悪影響を及ぼすことに鑑み、子供に対する精神的ケア等の支援を充実させるとともに、配偶者暴力相談支援センター等の配偶者からの暴力への対応機関と児童相談所等の児童虐待への対応機関との連携協力を推進する。 【内閣府】</p> <p>《計文案文》 ・婦人相談所においてDV被害者に同伴する児童の支援の充実を図るため、児童相談所等関係機関と連携するコーディネーターを配置し、児童虐待対応との連携強化を推進する。 また、婦人相談所一時保護所及び婦人保護施設において、心理療法担当職員による心理的ケアの充実を図るとともに、適切に教育を受けられる体制を充実する。 【厚労省】</p>
231	<p>【性犯罪における質問事項のマニュアル化】 警察のマニュアルにあるのかどうか分からないが「処女ですか」などと聞かれる例がある。なぜその質問が必要なのかの説明もない。質問事項の精査、見直しをし、被害者に丁寧な説明をして尋ねるなどのノウハウをマニュアル化してほしい。</p>	98	警察庁	I	<p>《計文案文》 ・警察において、被害者の心情に配慮した性犯罪捜査を推進するため、性犯罪捜査に従事する警察官等を対象に、専門的知見を有する講師等を招いて講義を行うなど、警察学校等での研修を実施する。</p> <p>《検討結果》 ・警察庁においては、被害者の心情に配慮した性犯罪捜査の推進につき、都道府県警察に対する通達を发出するなどして指示を行っている。 【警察庁】</p>
232	<p>【性被害に関する研修の拡充】 性犯罪被害相談につき、担当者の性別を希望できることは大切だが、それ以上に、性犯罪当事者への的確な初期対応がなされるよう、研修の拡充をしてほしい。警察へ行くことのハードルを払拭し、相談に行ってもよかった、と被害者自身が肯定できるようにあって欲しい。</p>	98 169	警察庁	I	<p>《計文案文》 ・警察において、被害者の心情に配慮した性犯罪捜査を推進するため、性犯罪捜査に従事する警察官等を対象に、専門的知見を有する講師等を招いて講義を行うなど、警察学校等での研修を実施する。 【警察庁】</p>

234	<p>【二次被害防止の推進】          裁判官、警察官、検察官、弁護士、保護司、市町村窓口担当者等からの二次被害防止の取組として、研修等を徹底してほしい。          また、自治体職員からの二次被害防止のため、研修のみでなくアンケートを取ってほしい。</p>	<p>2 55 98 101～109 111～113 137 138 145 146 150 151 155 181 182 202 217 218</p>	<p>内閣府 警察庁 法務省 文科省 厚労省</p>	<p>I (裁判官及び 弁護士関係は 検討外)</p>	<p>1 (2) ⑥⑦⑧ 2 (2) ④⑥⑨ 3 (2) ④</p>	<p>※裁判官及び弁護士関係を検討外とした理由          裁判所は行政機関ではないため、裁判所について基本計画に盛り込むことは困難である。          弁護士については、弁護士自治が認められているため、行政機関において研修等を徹底することは困難である。</p> <p>《検討結果》          ・「性犯罪・性暴力被害者のための強化の方針」（令和2年6月11日 性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議決定）では、ワンストップ支援センターの職員等の研修をはかることとしている。          【内閣府】</p> <p>《計画案文》          (犯罪被害者等施策に携わる地方公共団体職員等の育成、意識の向上)          ・警察庁において、地方公共団体における職員等の育成及び意識の向上を図るため、犯罪被害者等や犯罪被害者等の援助に精通した有識者を招き、関係府省庁、地方公共団体の職員等を対象とする「犯罪被害者等施策講演会」を開催する。また、都道府県・政令指定都市犯罪被害者等施策主管課室長会議等を通じて、犯罪被害者支援に関する最新の話題や傾向を情報提供するとともに、地方公共団体における犯罪被害者支援の先進的・意欲的な取組事例を含めた資料の提供に努める。          ・警察において、被害者の心情に配慮した性犯罪捜査を推進するため、性犯罪捜査に従事する警察官等を対象に、専門的知見を有する講師等を招いて講義を行うなど、警察学校等での研修を実施する。          【警察庁】</p> <p>《計画案文》          前段（被害者担当の保護観察官及び保護司に対する研修等の充実）          ・法務省において、被害者担当の保護観察官及び保護観察所に配置されている被害者担当保護司に対して、様々な犯罪被害者等やその支援に携わる実務家による講義の実施等、犯罪被害者等の置かれている現状や心情等への理解を深めるとともに、適切な対応を確実に行うことを目的とした研修を実施しているところ、引き続き、研修内容の充実により被害者担当の保護観察官及び被害者担当保護司のスキルアップを図り、二次的被害の防止を徹底するとともに、適正な被害者等施策の実施に努める。          後段（被害者等の声を踏まえた運用改善や制度改正の実施についての検討）          ・「更生保護の犯罪被害者等施策の在り方を考える検討会」の報告書を踏まえ、被害者等の声を踏まえた運用改善や制度改正の実施について検討を行い、必要な施策を実施する。</p> <p>《検討結果》          ・検察官に対し、今後も、引き続き各種研修等の機会において、性犯罪に直面した被害者の心理等に関する理解を深めさせる取組を行う。          また、法務省の人権擁護機関では、人権擁護事務を担当する職員に対して、犯罪被害者を含む人権問題全般に対して適切に対応できるよう、各種研修を実施しているところ、引き続き研修内容の充実を努める。          さらに、日本司法支援センターにおいて、犯罪被害者支援の窓口となる犯罪被害者等への情報提供を担当する職員に対して、犯罪被害者等の心情等への理解を深め、心情等を適切に聴取できるよう研修を実施する。          【法務省】</p> <p>《計画案文》          ・被害者と直接接することとなる婦人相談所職員、婦人相談員、民間団体等について、被害者の置かれた立場等を十分に理解し、適切な対応をとることができるよう、より一層の研修機会の拡大等に努めるとともに、関係機関や職員間の連携を促進する。          また、児童相談所等において、研修等を通じて、性的な暴力被害を受けた子供に対する被害直後及びその後の継続的な専門的ケアや支援が実施されるよう取組を進める。          【厚労省】</p>
-----	--	--	--	---	--	--

					<p>《検討結果》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・文部科学省において、教職員が犯罪被害者等である児童生徒の相談等にも的確に対応できるよう、地方公共団体の教育相談指導者を対象として、犯罪被害者に関する内容を含む教育相談の研修を実施している。</li> <li>また、各教育委員会が実施する教員研修の参考となるよう、「教職員研修に関する主な提言等について（通知）」（令和2年7月9日）において、学校等で相談を受ける体制の強化に係る記載を含む「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」について周知した。</li> <li>大学の教職員に関しても、同職員を対象とした各種会議において、二次被害防止を含むセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規定の在り方や相談体制の整備について周知し、各大学におけるセクシュアル・ハラスメント防止のための積極的な取組を促している。</li> </ul> <p>【文科省】</p>
	<p>【職員等に対する研修の充実等】</p> <p>各関係機関職員等への研修においては性暴力被害当事者や支援者など性暴力被害者の心理や被害実態について経験や実績のある講師によるものやロールプレイングを引き続き行ってほしい。研修は任意の参加ではなく必須のものとし、幅広い対象に行う必要がある。性暴力被害者が夜間や休日に十分な研修を受けていない職員の対応によって二次被害を受け、それ以上の相談を断念してしまうという事例も多い。</p>				<p>※民生委員・児童委員関係を検討外とした理由</p> <p>民生委員児童委員に対する研修は犯罪被害者に特化した内容ではなく、地域福祉全般における相談支援に必要な一般的知識や技術について習得することを目的としているため、本要望事項について民生委員児童委員研修を盛り込むことは困難である。</p> <p>《検討結果》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被害者担当の保護観察官のみならず、加害者担当の保護観察官に対しても、様々な犯罪被害者等やその支援に携わる実務家による講義の実施等、犯罪被害者等の置かれている現状や心情等への理解を深めるため、各種研修等の機会を設けているが、引き続き、研修等の充実に努めてまいりたい。</li> </ul> <p>《検討結果》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・より多くの職員が研修に参加し、オンラインで学ぶことができるよう、令和2年度からオンライン研修教材の開発・提供を進める。</li> </ul> <p>【内閣府】</p>

235		<p>2 98 101～109 137 138 150 151 155 181 182 202 217 218</p>	<p>内閣府 警察庁 法務省 厚労省</p>	<p>I (民生委員・ 児童委員関係 は検討外)</p>	<p>1 (2) ⑥ ⑦ ⑧ 2 (2) ④ ⑥ ⑨ 3 (2) ④</p>	<p>《計画案文》 (犯罪被害者等施策に携わる地方公共団体職員等の育成、意識の向上) ・警察庁において、地方公共団体における職員等の育成及び意識の向上を図るため、犯罪被害者等や犯罪被害者等の援助に精通した有識者を招き、関係府省庁、地方公共団体の職員等を対象とする「犯罪被害者等施策講演会」を開催する。また、都道府県・政令指定都市犯罪被害者等施策主管課室長会議等を通じて、犯罪被害者支援に関する最新の話題や傾向を情報提供するとともに、地方公共団体における犯罪被害者支援の先進的・意欲的な取組事例を含めた資料の提供に努める。 (被害者が潜在化しやすい犯罪被害者等に対する相談体制の充実及び理解の促進) ・各府省庁において、性犯罪被害者や被害児童を始め被害者が潜在化しやすい犯罪被害者等からの相談に適切に対応できるよう体制の充実を図るとともに、研修の実施やシンポジウムの開催など様々な機会を通じて、このような犯罪被害者等が置かれている状況等を広く周知し、その理解促進を図り、社会全体で支える機運の醸成に努める。 ・警察において、被害者の心情に配慮した性犯罪捜査を推進するため、性犯罪捜査に従事する警察官等を対象に、専門的知見を有する講師等を招いて講義を行うなど、警察学校等での研修を実施する。 【警察庁】</p> <p>《計画案文》 ・法務省において、全国の地方検察庁に配置されている被害者支援員を対象とする研修における犯罪被害者等に関する諸問題についての講義等の実施など、職員の犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための教育・研修等の充実を図り、職員の対応の向上に努めている。 引き続き、このような研修を通じて、職員の対応の向上に努める。</p> <p>《検討結果》 ・検察官に対し、今後も、引き続き各種研修等の機会において、性犯罪に直面した被害者の心理等に関する理解を深めさせる取組を行う。 ・法務省の人権擁護機関では、人権擁護事務を担当する職員に対して、犯罪被害者を含む人権問題全般に対して適切に対応できるよう、各種研修を実施しているところ、引き続き研修内容の充実を図る。 ・被害者担当の保護観察官のみならず、加害者担当の保護観察官に対しても、様々な犯罪被害者等やその支援に携わる実務家による講義の実施等、犯罪被害者等の置かれている現状や心情等への理解を深めるため、各種研修等の機会を設けているが、引き続き、研修等の充実を図ってまいりたい。 ・日本司法支援センターにおいて、犯罪被害者支援の窓口となる犯罪被害者等への情報提供を担当する職員に対して、犯罪被害者等の心情等への理解を深め、心情等を適切に聴取できるよう研修を実施する。 【法務省】</p> <p>《計画案文》 ・被害者と直接接することとなる婦人相談所職員や婦人相談員等について、被害者の置かれた立場等を十分に理解し、適切な対応をとることができるよう、より一層の研修機会の拡大等に努める。 また、ケーススタディの手法の活用等により、現場における対応に重点を置いた各職務関係者に対する研修を充実させ、支援に携わる人材育成を図る。 【厚労省】</p>
-----	--	---	------------------------------------	--	--	---

237	<p>【尊厳を保つための研修の徹底等】 被害者の尊厳を保たれるような早期介入、初期対応が全国画一でとられているのかどうか疑問がある。警察や支援センターが二次被害を与えていることがあり、より一層の、関係各機関の啓発研修を行ってほしい。 被害後、物理的、心理的な問題で就業困難をきたすことがある。その際に、尊厳が保つ生活が保障されていないのが現状である。</p>	<p>98 101～105 137 138 181 182 217 218 219</p>	<p>内閣府 警察庁 法務省 文科省 厚労省</p>	<p>I</p>	<p>1 (2) ⑥ ⑦ ⑧ 2 (2) ④ ⑥ ⑨ 3 (2) ④</p>	<p>《検討結果》 ・「性犯罪・性暴力被害者のための強化の方針」（令和2年6月11日 性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議決定）では、ワンストップ支援センターの職員等の研修をはかることとしている。 【内閣府】</p> <p>《計画案文》 （犯罪被害者等施策に携わる地方公共団体職員等の育成、意識の向上） ・警察庁において、地方公共団体における職員等の育成及び意識の向上を図るため、犯罪被害者等や犯罪被害者等の援助に精通した有識者を招き、関係府省庁、地方公共団体の職員等を対象とする「犯罪被害者等施策講演会」を開催する。また、都道府県・政令指定都市犯罪被害者等施策主管課室長会議等を通じて、犯罪被害者支援に関する最新の話題や傾向を情報提供するとともに、地方公共団体における犯罪被害者支援の先進的・意欲的な取組事例を含めた資料に提供に努める。 （被害が潜在化しやすい犯罪被害者等に対する相談体制の充実及び理解の促進） ・各府省庁において、性犯罪被害者や被害児童を始め被害が潜在化しやすい犯罪被害者等からの相談に適切に対応できるよう体制の充実に努めるとともに、研修の実施やシンポジウムの開催など様々な機会を通じて、このような犯罪被害者等が置かれている状況等を広く周知し、その理解促進を図り、社会全体で支える機運の醸成に努める。 ・警察において、被害者の心情に配慮した性犯罪捜査を推進するため、性犯罪捜査に従事する警察官等を対象に、専門的知見を有する講師等を招いて講義を行うなど、警察学校等での研修を実施する。 【警察庁】</p> <p>《計画案文》 ・法務省において、全国の地方検察庁に配置されている被害者支援員を対象とする研修における犯罪被害者等に関する諸問題についての講義等の実施など、職員の犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための教育・研修等の充実に図り、職員の対応の向上に努めている。 引き続き、このような研修を通じて、職員の対応の向上に努める。</p> <p>（被害者担当の保護観察官及び保護司に対する研修等の充実） ・法務省において、被害者担当の保護観察官及び保護観察所に配置されている被害者担当保護司に対して、様々な犯罪被害者等やその支援に携わる実務家による講義の実施等、犯罪被害者等の置かれている現状や心情等への理解を深めるとともに、適切な対応を確実にを行うことを目的とした研修を実施しているところ、引き続き、研修内容の充実により被害者担当の保護観察官及び被害者担当保護司のスキルアップを図り、二次的被害の防止を徹底するとともに、適正な被害者等施策の実施に努める。</p> <p>《検討結果》 ・検察官に対し、今後も、引き続き各種研修等の機会において、性犯罪に直面した被害者の心理等に関する理解を深めさせる取組を行う。 また、法務省の人権擁護機関では、人権擁護事務を担当する職員に対して、犯罪被害者を含む人権問題全般に対して適切に対応できるよう、各種研修を実施しているところ、引き続き研修内容の充実に努める。 さらに、日本司法支援センターにおいて、犯罪被害者支援の窓口となる犯罪被害者等への情報提供を担当する職員に対して、犯罪被害者等の心情等への理解を深め、心情等を適切に聴取できるよう研修を実施する。 【法務省】</p>
-----	---	---	--	----------	--	---

						<p>《検討結果》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各教育委員会が実施する教員研修の参考となるよう、「教職員研修に関する主な提言等について（通知）」（令和2年7月9日）において、学校等で相談を受ける体制の強化に係る記載を含む「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」について周知した。</li> <li>文部科学省において、教職員が犯罪被害者等である児童生徒の相談等にも的確に対応できるよう、地方公共団体の教育相談指導者を対象として、犯罪被害者等に関する内容を含む教育相談の研修を実施している。</li> <li>大学の教職員に関しても、同職員を対象とした各種会議において、二次被害防止を含むセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規定の在り方や相談体制の整備について周知し、各大学におけるセクシュアル・ハラスメント防止のための積極的な取組を促している。</li> </ul> <p>【文科省】</p>
						<p>《計文案文》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>被害者と直接接することとなる婦人相談所職員、婦人相談員、民間団体等について、被害者の置かれた立場等を十分に理解し、適切な対応をとることができるよう、より一層の研修機会の拡大等に努めるとともに、関係機関や職員間の連携を促進する。</li> </ul> <p>【厚労省】</p>
245	<p>【職員等に対する研修の充実等】</p> <p>法務省において、検察官に対する研修の中で、ジェンダー平等の視点、男女共同参画の視点は不可欠である。また、子どもの被害について、子どもの人権を守るという基本姿勢が重要であり、子どもの心理は大人とは違うことを理解し、児童精神科医療など専門家と連携する必要がある。</p>	101～105 120 138 178 217 218	法務省	I	<p>1 (2) ⑥⑦⑧ 2 (2) ④⑥⑨ 3 (2) ④</p>	<p>《検討結果》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>検察官に専門家による研修等を受講させ、性犯罪において被害者となり得る男性や性的マイノリティに対して偏見に基づく不当な取扱いをしないよう配慮すべきであることを理解させる取組及び男女共同参画に関する取組、並びに児童に対する聴取の在り方についての理解を深める取組を行っている。引き続き、これらの取組に努めてまいりたい。</li> </ul> <p>【法務省】</p>
246	<p>【ジェンダー視点の研修】</p> <p>厚生労働省において、公的シェルターにおける犯罪被害者等への適切な対応をするための研修を行う際には、特に婦人保護施設の利用者が女性差別や女性に対する暴力の被害者であるという観点から、女性に対する暴力がジェンダーの暴力であるという認識に基づき、ジェンダー平等の視点、男女共同参画の視点を持った研修を行ってほしい。</p>	108	厚労省	II	<p>基本認識 1 (2) ⑥⑦</p>	<p>《計文案文》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>被害者と直接接することとなる婦人相談所職員や婦人相談員等について、被害者の置かれた立場等を十分に理解し、適切な対応をとることができるよう、より一層の研修機会の拡大等に努める。</li> <li>また、ケーススタディの手法の活用等により、現場における対応に重点を置いた各職務関係者に対する研修を充実させ、支援に携わる人材育成を図る。</li> </ul> <p>【厚労省】</p>
247	<p>【女性警察官の配置】</p> <p>性暴力被害者は女性警察官の対応を希望することも多いが、#8103に電話しても夜間等では男性警察官が対応することもあるなど、さらに増員が必要である。性犯罪指定捜査員など専門的な研修を受けた女性警察官が各警察署に複数いるような体制を実現してほしい。</p>	109 169	警察庁	I	<p>2 (2) ④</p>	<p>《計文案文》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>警察において、性犯罪捜査を担当する係への女性警察官の配置を促進する。</li> </ul> <p>【警察庁】</p>

251	<p>【実況見分終了後のケア】          実況見分については、視覚情報なので特にトラウマ体験の再現になりかねないことを理解してほしい。実況見分終了後のケアの体制を整えてほしい。特に、子どもの場合への配慮は十分にしてほしい。</p>	57 110	警察庁	I	2 (2) ⑤	<p>《計画案文》          ・警察において、捜査の過程における被害者等の負担の軽減と二次的被害の防止について、捜査担当部門と犯罪被害者支援担当部門との連携を図りつつ、取組を推進する。          また、被害少年が受ける精神的打撃の軽減を図るため、保護者の同意を得た上で、カウンセリングの実施、関係機関又は犯罪被害者等早期援助団体を始めとする民間被害者支援団体への紹介等の支援を継続的に推進する。</p> <p>《検討結果》          ・性犯罪捜査において、被害者を立会人とした実況見分や被害状況の再現等については、実施の必要性等を十分に検討し、実施する場合には、その必要性等を被害者に丁寧に説明するとともに、被害者等のプライバシーの保護や被害者の体調等に十分配慮して行うこととしている。          【警察庁】</p>
255	<p>【警察施設以外での事情聴取等】          被害者が安全と感ぜられる場所（例えばワンストップ支援センター等）での事情聴取、被害者が望む支援者の同席、立会い等事情聴取や現場検証、事件の再現などに関して被害者の状態を考慮して柔軟な形で行ってほしい。</p>	109 112	警察庁	I (支援員の同席関係は検討外)	2 (2) ⑤	<p>※支援員の同席について検討外とした理由          個別の事案においてケース・バイ・ケースで対応しているため、見直しの場で検討する必要性は乏しいと思われる。</p> <p>《検討結果》          ・警察において、性犯罪被害に係る届出や相談があった場合には、被害者の被害状況や体調等に配慮し、医療機関への早期受診の要否を判断するとともに、ワンストップ支援センターとの連携を推進している。          また、被害者からの事情聴取に際しては、被害者のプライバシー等が十分守られ、被害者が安心できる環境で行うこととしている。          加えて、被害者を立会人とした実況見分や被害状況の再現等については、実施の必要性等を十分に検討し、実施する場合には、その必要性等を被害者に丁寧に説明するとともに、被害者等のプライバシーの保護や被害者の体調等に十分配慮して行うこととしている。          【警察庁】</p>

### 第3 刑事手続への関与拡充への取組

要望番号	要望事項	3次計において関連する施策	関係府省庁	分類	第5次男女共同参画基本計画（案）での検討状況	計画案文・検討結果
259	<p>【被害届の受理】</p> <p>警察署住民相談係の充実により、被害者等からの相談体制が整備され効果を上げていくと感じる。一方で、被害届の受理（特に性犯罪被害の被害届受理）は、民間の認識からすると未だに敷居が高いといわれており、受理してくれないとの苦情が寄せられることが少なくない。その拒否理由は、証拠がないから受理できないとの説明が最も多いと感じる。性犯罪被害は、密室でかつ、顔見知りの人間関係から発生することが多いと承知しているが、この被害は今や、社会問題として大きく取り上げられているので、警察への信頼関係に大きな障害となっている。取扱の部署は一時的には警察署の刑事課が担当することとなるが、受理時の事情聴取、事件性の判断など犯罪被害者に寄り添う刑事の意識改革が必要と感じる。刑事部の性犯罪担当の指導体制の強化も必要かと思う。</p>	98 114	警察庁	Ⅱ	2 (2) ④	<p>《計画案文》</p> <p>・警察において、性犯罪に関して被害の届出がなされた場合には、被害者の立場に立ち、明白な虚偽又は著しく合理性を欠くものである場合を除いて、即時に受理することを更に徹底する。また、被害届受理時の説明によって、被害者に警察が被害届の受理を拒んでいるとの誤解を生じさせることがないように、必要な指導を行う。</p> <p>また、被害者の心情に配慮した性犯罪捜査を推進するため、性犯罪捜査に従事する警察官等を対象に、専門的知見を有する講師等を招いて講義を行うなど、警察学校等での研修を実施する。</p> <p>《検討結果》</p> <p>・警察においては、各都道府県警察の警察本部に「性犯罪捜査指導官」及び「性犯罪捜査指導係」を設置し、性犯罪の捜査の指導・調整、発生状況の集約、性犯罪捜査に関する知見を有する捜査員の育成等を実施している。</p> <p>【警察庁】</p>
261	<p>【被害届受理時の制度紹介等】</p> <p>被害届受理時に、産婦人科の受診や証拠採取、薬物の使用が疑われる場合の尿検査及びワンストップ支援センターを紹介するなどについて、一般職員も含めて全ての職員が行えるようにしてほしい。</p> <p>弁護士に告訴状を作成してもらうことができる制度の周知も重要である。</p>	109 115 166	警察庁	Ⅱ (弁護士による告訴状作成の周知は検討外)	2 (2) ④⑦	<p>※弁護士による告訴状作成の周知を検討外とした理由</p> <p>要望の内容を踏まえると、性犯罪被害を念頭に置いていると思われるが、強制わいせつ罪や強制性交等罪が非親告罪化されたことや、仮に弁護士が告訴状を作成したとしても、捜査機関は、事実確認を行うために、あらかじめ被害者から聴取をする必要があることからすれば、性犯罪事案において、弁護士が告訴状を作成する必要性が大きいとはいいがたく、その周知を図る必要性に疑問があり、見直しの対象とする必要はないと考える。</p> <p>《検討結果》</p> <p>・警察において、性犯罪被害に係る届出や相談があった場合には、被害者の被害状況や体調等に配慮し、医療機関への早期受診の要否を判断するとともに、証拠の保存等の必要な事項についても、丁寧に説明することとしているほか、ワンストップ支援センターとの連携を推進している。</p> <p>また、性犯罪捜査を担当する捜査員のみならず、性犯罪への対応が想定されるその他の警察職員に対しても、捜査過程における被害者への配慮等について、広く指導教養を行うこととしている。</p> <p>【警察庁】</p>
292	<p>【刑事手続に関する情報提供】</p> <p>被害後、警察で被害届を出すという刑事手続等の行動は性犯罪被害者にとってかなりハードルの高いものであるため、ワンストップ支援センターなどの支援員と連携し、被害者の気持ちに寄り添った形での情報提供がなされるといいと思う。</p>	109 128 166 199	内閣府 警察庁	I	2 (2) ④⑥⑦	<p>《検討結果》</p> <p>・警察においては、被害者の心情に配慮した性犯罪捜査を推進することとしており、必要に応じてワンストップ支援センターとも連携しつつ、被害者に対して必要な情報を提供している。</p> <p>【警察庁】</p> <p>・ワンストップ支援センターでは、被害者に寄り添いながら、被害直後からの医療的支援、法的支援、相談を通じた心理的支援などを総合的に行っており、その中で必要に応じ、警察への被害届提出の情報提供もを行っている。</p> <p>【内閣府】</p>

#### 第4 支援等のための体制整備への取組

要望番号	要望事項	3次計において関連する施策	関係府省庁	分類	第5次男女共同参画基本計画（案）での検討状況	計画案文・検討結果
383	【地方公共団体における性犯罪被害者支援への取組の促進】 男女共同参画センター等における中長期的なカウンセリング等の性犯罪被害者支援の取組が促進されるよう、予算化を行ってほしい。	155	内閣府 警察庁	Ⅱ	2 (2) ⑨	《検討結果》 ・内閣府では、ワンストップ支援センターのカウンセリング等の支援を性暴力・配偶者暴力被害者等支援交付金（性犯罪・性暴力被害者支援事業）により、推進している。 【内閣府】
384	【学校関係者への研修の実施】 学校関係者全てが最低でも年に1回は性犯罪に関する研修を受けることが必須になってほしい。		文科省	Ⅱ	3 (2) ②	《検討結果》 ・現代的な課題も踏まえた教職員研修の充実を図り、文部科学省では、政府の「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」を含む教職員研修の実施に関する近年の主な提言等をまとめた通知「教職員研修に関する主な提言等について」（2022年7月9日）を研修の実施権者である各都道府県・指定都市・中核市教育委員会に発出・周知した。 初任者研修・中堅教諭等資質向上研修をはじめとする現職研修の内容は、各都道府県教育委員会等が、それぞれの実情に応じて定めることとされており、一律に研修すべき内容を規定することは適当ではないので計画には記載しない。 【文科省】
385	【性犯罪被害に遭った児童生徒への対応の充実】 性犯罪被害に遭った児童生徒への対応にあたっては、子どもの人権を守るという基本姿勢が重要であり、子どもの心理は大人とは違うことを理解した上での対応を行うこと。	57 100 110	警察庁 法務省 文科省 厚生労働省	Ⅱ	3 (2) ②	《計画案文》 ・警察において、被害少年が受ける精神的打撃の軽減を図るため、保護者の同意を得た上で、カウンセリングの実施、関係機関又は犯罪被害者等早期援助団体を始めとする民間被害者支援団体への紹介等の支援を継続的に推進する。 【警察庁】 ・警察庁において、都道府県警察の被害児童支援担当者等を対象とした研修を開催し、被害児童支援の知識及び被害児童の心情に配慮した聴取技能の向上を図る。 【警察庁】 ・法務省、警察庁及び厚生労働省において、検察庁、警察、児童相談所等の関係機関が被害児童の事情聴取に先立って協議を行い、関係機関の代表者が聴取を行う取組を実施するほか、被害児童から事情聴取をするに当たり、聴取の場所・回数・方法等に配慮するなど、被害児童へ配慮した取組を進める。 【法務省、警察庁、厚生労働省】
386	【性犯罪被害に遭った児童生徒への対応に関するマニュアルの作成】 同じ学校の児童生徒同士が加害者・被害者の場合に対応が非常に難しく、被害児童生徒への対応が遅れたり、被害児童生徒の方が加害児童生徒との接触を避けることができなかったりするなどの問題も生じがちである。被害児童生徒を守る観点からの対応マニュアルの作成などが必要である。	191	文科省	Ⅰ	3 (2) ①⑥	《検討結果》 ・文部科学省において、学校における教育相談体制の充実に取り組みとともに、都道府県・政令指定都市の教育委員会や学校に対して、 犯罪行為として取り扱われるべきと認められる暴力行為やいじめ事案については、いじめられている児童生徒を徹底して守り通すという観点等から、早期に警察へ相談・通報し、警察と連携した対応を講じることが重要であること。 等を示し、教育委員会と関係機関・団体等との連携・協力や相談を受け付ける体制の整備を促している。 【文科省】
387	【性被害に係る連携】 性犯罪だけでなく性被害（加害者が14歳未満で処罰できないとして被害者の心身への負担を考慮し、学校には相談したが警察には相談していない場合等）生徒児童への対応としても、どの程度、関係機関の連携が機能しているのか実態を調べて、検証してほしい。	158 191	内閣府 文科省 厚生労働省	Ⅱ	1 (2) ⑭	《検討結果》 ・内閣府では、ワンストップ支援センターにおける児童・生徒を含めた支援実態について、調査・把握を行っている。 【内閣府】  《検討結果》 ・文部科学省において、ワンストップ支援センター等について、地方公共団体の教育相談担当者を対象とした研修において周知を行っている。 【文科省】

391	<p>【捜査員と被害者支援担当警察官の連携】          犯罪被害者への支援について、被害者支援担当や経験のある警察官の場合は受けられる支援の情報を提供してもらえることもあるが、捜査部門の警察官の場合は必ずしも被害者支援について情報が十分ではないこともある。捜査部門と被害者支援部門が常に連携できる体制にしてほしい。また、性犯罪被害者には早期にワンストップ支援センターの情報を提供するように、地域課も含めて周知してほしい。</p>	109 166 195	警察庁	Ⅱ	2 (2) ④⑦	<p>《計画案文》          ・警察において、採用時及び上位の階級又は職に昇任した際に行われる教育、専門的知識を必要とする職務に従事する実務担当者に対する教育、被害者・遺族等を招請して行う講演会、被害者支援担当者による各警察署に対する巡回教育、犯罪被害者等支援の体験記の配布、犯罪被害者等早期援助団体を始めとする民間被害者支援団体等との連携要領についての教育、性犯罪被害者への支援要領についての教育等、職員の犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための教育等の充実を図り、職員の対応の改善を進めるとともに、二次的被害の防止に努める。          ・警察において、警察本部や警察署の性犯罪捜査を担当する係への女性警察官の配置及び実務能力の向上、事情聴取における相談室や被害者支援用車両の活用、産婦人科医会や犯罪被害者等早期援助団体を始めとする民間被害者支援団体等やワンストップ支援センターとのネットワークの構築による連携強化等に努め、性犯罪被害者の心情に配慮した対応を図る。          ・警察において、他の犯罪被害者等支援に係る諸機関・団体等との連携・協力を充実・強化し、それらの諸機関・団体等の犯罪被害者等支援のための制度等を説明できるよう努めるとともに、犯罪被害者等支援のための諸制度を所掌する府省庁の協力を得て、当該制度に関する案内書、申込書等を常備、提供等するよう努める。          【警察庁】</p>
398	<p>【事情聴取以外の場における女性警察官対応】          再現や現場検証に女性の職員がいなかった。性犯罪被害相談だけでなく、他の場面でも女性に対応してほしい。</p>	109 169	警察庁	Ⅰ	2 (2) ④	<p>《計画案文》          ・警察において、性犯罪捜査を担当する係への女性警察官の配置を促進する。          【警察庁】</p>
401	<p>【婦人相談所等職員に対する研修の促進】          DV被害者は自身がDV被害者であると認識しづらかったり、加害者の心理的コントロールによって逃げる事が不可能であると思わされていたり、加害者への愛情もあるなど複雑な心理状態の場合もあることをきちんと理解した上での支援が必要である。研修において、被害者心理やDV被害の構造を理解できるような研修を引き続き行うことが求められている。</p>	174	内閣府 警察庁 厚労省	Ⅰ	1 (2) ⑥⑫ 4 (2) ⑧	<p>《検討結果》          ・内閣府では、引き続きDV被害者の支援者等に対する研修を実施していく。          【内閣府】</p> <p>《計画案文》          ・警察において、配偶者等からの暴力事案に的確に対処することができるよう、その担当者に対して必要な教育を行う。          【警察庁】</p> <p>《計画案文》※要望番号235の再掲          ・被害者と直接接することとなる婦人相談所職員や婦人相談員等について、被害者の置かれた立場等を十分に理解し、適切な対応をとることができるよう、より一層の研修機会の拡大等に努める。          また、ケーススタディの手法の活用等により、現場における対応に重点を置いた各職務関係者に対する研修を充実させ、支援に携わる人材育成を図る。          【厚労省】</p>
402	<p>【ストーカー事案への対策の推進】          ストーカー事案は被害者の安全に関して緊急度も高く、SNSを使った追跡や脅迫など専門的な知識や警察の捜査能力も必要であることから、専門のストーカー相談支援センターが設置されている地域もあるが、専門的で機動的な対応ができる体制が望ましい。</p>	176	警察庁	Ⅱ		<p>《計画案文》          ・警察において、ストーカー総合対策（平成29年4月24日ストーカー総合対策関係省庁会議改訂）を踏まえ、関係省庁と連携して、各種対策（被害者等からの相談対応の充実、被害者情報の保護の徹底、被害者等の適切な避難等に係る支援の推進、調査研究及び広報啓発活動等の推進、加害者対策の推進並びに支援等を図るための措置）を行い、関係機関等との連携の下、被害者等の安全確保を最優先とした組織による迅速・的確な対応を推進する。          【警察庁】</p>

411	<p>【学校・教育委員会との連携】 学校・教育委員会とワンストップ支援センターとの連携が必ずしも進んでいないのが現状である。学校で性暴力が起きた場合にどのように対応するのか現場の状況に即したマニュアル作りなどを通して性暴力のトラウマについて理解を深めるなどの取組を進めてほしい。</p>	158 191	内閣府 文科省	Ⅱ	1 (2) ⑭	<p>《検討結果》 ・文部科学省において、ワンストップ支援センター等について、地方公共団体の教育相談担当者を対象とした研修において周知を行っている。 また、学校における教育相談体制の充実に取り組むとともに、都道府県・政令指定都市の教育委員会や学校に対して、 犯罪行為として取り扱われるべきと認められる暴力行為やいじめ事案については、いじめられている児童生徒を徹底して守り通すという観点等から、早期に警察へ相談・通報し、警察と連携した対応を講じることが重要であること。 等を示し、教育委員会と関係機関・団体等との連携・協力や相談を受け付ける体制の整備を促している。 【文科省】</p>
419	<p>【性暴力被害専用ダイヤルの導入】 性暴力被害の相談のハードルを下げるために全国共通ダイヤル（3桁）を導入してほしい。</p>	201	内閣府 警察庁	Ⅱ	1 (2) ③	<p>《検討結果》 ・内閣府では、ワンストップ支援センターの全国共通短縮ダイヤル（4桁）を令和2年10月を目途に導入予定である。 【内閣府】</p>
420	<p>【性犯罪支援に係る情報におけるICTの活用】 性犯罪被害者による情報入手の利便性の拡大に関し、紙ベースの資料だけでなくICTの活用も必要ではないか。</p>	196 201	内閣府 警察庁	Ⅱ	2 (2) ④⑥ 4 (2) ③	<p>《検討結果》 ・内閣府では、性暴力被害者支援に係る情報をHP等を通じて周知を図っている。 【内閣府】</p> <p>《計文案文》 ・警察において、刑事手続の概要、犯罪被害者等に役立つ制度、犯罪被害者等支援に係る諸機関・団体の連絡先等を記載したパンフレット「被害者の手引」について、関係機関による犯罪被害者等支援策の紹介を含め、その内容の充実、見直しを図りつつ、その確実な配布を更に徹底するとともに、それらの情報をウェブサイトにおいても紹介する。 【警察庁】</p>
433	<p>【被害が潜在化しやすい犯罪被害者等に対する相談体制の充実及び理解の促進】 性暴力被害について理解の促進を図る際には人権教育、ジェンダー平等の視点を持ったものにしてほしい。</p>	209 235 242 247	内閣府 警察庁 法務省 文科省 厚労省 国交省	Ⅰ	基本認識	<p>《検討結果》 ・性暴力への対応にあたっては、人権やジェンダーの視点が重要である。 【内閣府】</p> <p>《計文案文》 （被害が潜在化しやすい犯罪被害者等に対する相談体制の充実及び理解の促進） ・各府省庁において、性犯罪被害者や被害児童を始め被害が潜在化しやすい犯罪被害者等からの相談に適切に対応できるよう体制の充実にも努めるとともに、研修の実施やシンポジウムの開催など様々な機会を通じて、このような犯罪被害者等が置かれている状況等を広く周知し、その理解促進を図り、社会全体で支える機運の醸成に努める。 【警察庁】</p> <p>《検討結果》 ・法務省の人権擁護機関では、性犯罪被害者を含む犯罪被害者の人権及び女性の人権について、「犯罪被害者とその家族の人権に配慮しよう」、「女性の人権を守ろう」をそれぞれ強調事項の一つとして掲げ、啓発冊子の配布等、ジェンダー平等の視点も踏まえ、各種人権啓発活動を実施しているところ、引き続き人権啓発活動に取り組む。 【法務省】</p> <p>《計文案文》 ・学校における人権教育については、教育委員会の人権教育担当者等を集めた各種会議等において、人権に関する教育活動を周知し、教育委員会や学校での研修を促すとともに、その取組を推進している。また、教育相談を担う者に対し、犯罪被害等に関する研修等を通じた資質の向上を図っている。 【文科省】</p>

					<p>《計文案文》※要望番号235の再掲  ・被害者と直接接することとなる婦人相談所職員や婦人相談員等について、被害者の置かれた立場等を十分に理解し、適切な対応をとることができるよう、より一層の研修機会の拡大等に努める。  また、ケーススタディの手法の活用等により、現場における対応に重点を置いた各職務関係者に対する研修を充実させ、支援に携わる人材育成を図る。  【厚労省】</p>	
					<p>《検討結果》  ・各海上保安部において犯罪被害者等に対する相談担当者を職員の中から指名し、被害者との相談体制を確保している。  今後、相談担当者に対して、人権教育、ジェンダー平等に関する教育を実施し、理解の促進を図る。  【国交省（海保）】</p>	
434	<p>【性暴力被害者の暗数把握】  暗数をどこまで拾おうと努めるのかで状況把握の内容はかなり変わってくると思う。暗数の把握は性暴力被害に関しては非常に大切なことだと思う。</p>	210	内閣府 警察庁 法務省 厚労省	II	1 (2) ⑭	<p>《検討結果》  ・内閣府では「男女間における暴力に関する調査」を実施している。  【内閣府】</p> <p>《計文案文》  (犯罪被害者等の状況把握等のための調査実施に向けた検討)  ・警察庁において、法務省及び厚生労働省並びに犯罪被害者等の援助を行う民間の団体等の協力を得て、被害が潜在化しやすい犯罪被害者等を始め、犯罪被害者等が置かれている状況等を把握するための調査を実施する方向で検討する。  【警察庁】</p> <p>《検討結果》  ・法務省（法務総合研究所）は、刑事政策に関する調査研究を実施しており、その一環として、過去に暗数調査を実施している。同調査は、犯罪の発生状況を正確に把握するため、一般国民を対象としたアンケート調査を実施することにより、警察等に認知されていない犯罪の件数（暗数）を含め、どのような犯罪がどのくらい発生しているかという実態を調べるものであり、性犯罪被害のみを対象とするものではなく、無作為抽出した数千人規模の調査対象者に被害内容、被害申告の有無等を質問し、得られた回答を統計的に分析するという定量的な調査である。他方、本要望は、「暗数をどこまで拾おうと努めるのかで状況把握の内容はかなり変わってくる」という問題意識を前提に、性暴力被害の暗数把握の重要性を説くもので、同要望がいう「性暴力被害の暗数把握」は、無作為抽出による調査対象者から得られた回答結果を定量的に分析・把握する前記暗数調査によって得られるものでなく、本要望に対応する施策を第4次計画に盛り込むことは困難であると思料する。なお、法務省（法務総合研究所）としては、今後も、次回暗数調査の実施についての検討も含め、引き続き、犯罪被害動向や犯罪被害者施策等に関する調査を実施していくものである。  【法務省】</p> <p>《検討結果》  ・暗数調査については、他省庁において実施されており、厚生労働省として記載するものはない。  【厚労省】</p>

436	<p>【調査研究の推進等】          米国におけるACE研究：Adverse childhood experiences(逆境的小児期体験) 1995年から実施された大規模疫学調査などのような調査を行い、施策に活かしてほしい。          性暴力、セクシュアルハラスメントの全国的な実態調査を実施し、被害の状況や心身への影響などをきちんと把握した上で、施策に活かすほか、研修などにも活用してほしい。</p>	210	内閣府 警察庁 法務省 文科省 厚労省	II	1 (2) ⑭ 6 (2) ⑤	<p>《検討結果》          ・内閣府では「男女間における暴力に関する調査」を実施している。          【内閣府】</p> <hr/> <p>《検討結果》          ・厚生労働省において、令和2年度に「職場のハラスメントに関する実態調査」を実施することとしており、職場におけるセクシュアルハラスメント等の防止措置の実施状況等を把握する予定であり、その調査結果を施策の検討にも活用していく予定。          なお、職場以外で発生しうるセクシュアルハラスメントは当省で所管していないため、本調査の対象としていない。          【厚労省】</p>
-----	--	-----	---------------------------------	----	--------------------	---

## 第5 国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組

要望番号	要望事項	3次計において関連する施策	関係府省庁	分類	第5次男女共同参画基本計画（案）での検討状況	計画案文・検討結果
470	【性暴力やいじめがなくなるための人権教育及び性教育】 性は最もプライベートなことで、愛しく大切な相手と育むものであり、他人の性を勝手に侵してはならないこと（人権教育）、といった最低かつ基本的な教育が浸透していないことが性暴力多発の原因である。我々が社会で他人と共存して生きていくための基本的かつ普遍的な教育をきちんと行って欲しい。		文科省	I	3 (2) ⑨⑩	《計画案文》 ・学校教育については、教育委員会の人権教育担当者等を集めた各種会議等において、人権に関する教育活動を周知し、教委委員会や学校での研修を促すとともに、学校での取組を推進している。 中でも社会教育においては、専門的職員である社会教育主事の養成講習等において、人権問題等の現代的課題を取り上げ、指導者の育成及び資質の向上を図る。 《検討結果》 (性教育について) ・学校においては、学習指導要領に基づき、児童生徒が性に正しく理解し、適切に行動が取れるようにすることを目的に、異性の尊重、性情報への対応など性に関する適切な態度や行動の選択の理解などを含む、発達段階を踏まえた性に関する指導が実施されている。 【文科省】
471	【年齢等に応じた性教育】 年齢・発達段階に応じた性教育が性暴力の加害・被害の防止において不可欠である。自分のからだは自分のものであり、大切にされる、いやなことをいやと感じていい、いやとわかっていいこと、いやなことがあったらその場から離れてもいい、誰かに話を聞いてほしいなどの基本的なことを小さい頃から身近な大人が伝えて行く必要がある。保育所、小学校、中学校、高校であり、保護者や地域社会の責務だと思ふ。人権教育、健康教育、生涯教育の一環として性教育を位置づけてほしい。 また、親や知的障害を有する子どもにも性教育をきちんと実施してほしい。	232	文科省	I	3 (2) ⑨⑩	《計画案文》 ・生命の尊さを学び生命を大切に教育、自分や相手、一人一人を尊重する教育をさらに推進するとともに、性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう、子供の発達段階に配慮した教育の充実を図るため、教材や啓発資料の作成等を推進する。 《検討結果》 (性教育について) ・学校においては、学習指導要領に基づき、児童生徒が性に正しく理解し、適切に行動が取れるようにすることを目的に、異性の尊重、性情報への対応など性に関する適切な態度や行動の選択の理解などを含む、発達段階を踏まえた性に関する指導が実施されている。 【文科省】
472	【大学教育における性教育】 義務教育期間だけでなく、大学教育等でも、加害者にも被害者にもならないよう、あるいは加害が行われそうな場面で適切な対応が取れるよう、性的同意についてや、飲酒に伴う性暴力やデートDVなどの注意喚起をしてほしい。		文科省	I	3 (2) ⑩⑪	《計画案文》 ・若年層を対象とした性暴力被害に関する相談体制の充実、保護・自立支援の取組強化等を総合的に推進する。 【文科省】
473	【小中学生へのDV教育】 小中学生に対し、DV教育が実施されていないので、米国など進んだ国と同様に教育を充実する必要がある。	232	文科省内閣府	I	4 (2) ⑯	《計画案文》 ・暴力を伴わない人間関係を構築する観点から、いわゆるデートDVを含めた若年層に対する予防啓発の拡充、教育・学習の充実を図る。 《検討結果》 ・学校においては、学習指導要領に基づき、児童生徒が性に正しく理解し、適切に行動が取れるようにすることを目的に、異性の尊重、性情報への対応など性に関する適切な態度や行動の選択の理解などを含む、発達段階を踏まえた性に関する指導が実施されている。今後も引き続き取組を進めていくこととし、計画には掲載しない。 【文科省】 ・「性犯罪・性暴力被害者のための強化の方針」（令和2年6月11日 性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議決定）において、性暴力の加害者や被害者にならないような取組として「中学校や高校で、いわゆる「デートDV」を教材として、親密な間柄でも、嫌なことは嫌と言う、相手が嫌と言うことはしない、という認識の醸成に向けた指導を行う」ことが例示されていること等を踏まえ、今後、関係府省間で具体的な検討を進めてまいりたい。 【内閣府】
497	【男性の性暴力被害者が相談しやすい広報】 性被害ワンストップ支援センターは、女性の被害者をイメージした広報が多いため、性暴力被害に遭った男性も相談できるかどうか判断としない。		内閣府	II	1 (2) ⑤ 2 (2) ⑥	《検討結果》 ・ワンストップ支援センターでは、相談者の性別に関わらず、相談を受け付けている。 【内閣府】